○法務省告示第六百二十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年五月二日法務省告示第二百二十七号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社山陰オアシス	塗装
一　兵庫県朝来市和田山町土田百八十五番地の	

○法務省告示第六百二十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号ロの表に次のように加える。

有限会社湘南リース圧送	コンクリート圧送施工
神奈川県足柄下郡湯河原町鍛冶屋七百四十四番地の六	

○法務省告示第六百二十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号ハの表に次のように加える。

有限会社森徳工務店	型枠施工
東京都江戸川区東葛西五丁目十一番十五―九百三号	
株式会社アールテック・リジョウ	塗装
広島県広島市佐伯区五日市七丁目九番三十二号	

○法務省告示第六百二十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号イの表柴田工業株式会社の項を削る。

第二号ロの表に次のように加える。

柴田工業株式会社	機械加工
愛知県西尾市下矢田町治部田十五番地一	

○法務省告示第六百二十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月十六日

法務大臣　岩城　光英

第二号の表に次のように加える。

株式会社加藤鉄工所	機械加工
三重県桑名市大字西別所二百五十三番地	

○外務省告示第四百三十二号

平成二十七年十一月二十七日にカンパラで、円借款の供与に関する日本国政府とウガンダ共和国政府との間の平成二十二年三月二十六日付けの交換公文に従ってウガンダ共和国政府に供与されることになったアティアクーニムレ間道路改修計画の実施に係る円貨による借款の支出期間がウガンダ共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年十二月一日まで延長される旨の口上書の交換が、ウガンダ共和国政府との間に行われた。

平成二十七年十二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

○厚生労働省告示第四百七十三号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十九条第三項第一号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成十六年厚生労働省告示第三百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十八年一月一日から適用する。

平成二十七年十二月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号イ中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

○農林水産省告示第二千七百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道恵庭市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　道路用地とするため

二(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

三(一)　解除に係る保安林の所在場所　北海道利尻郡利尻富士町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　風害の防備

(三)　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁並びに恵庭市役所及び利尻富士町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県大田市静間町字笹山一七九七の六三（国有林）・字走下リ一七九九の一一・一七九九の一二・一七九九の一七（以上三筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第二千七百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県宇城市不知火町永尾字水ノ谷一八五四の四から一八五四の七まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第二千七百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年十二月十六日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県宇城市不知火町永尾字水ノ谷一八五四の八（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び宇城市役所に備え置いて縦覧に供する。）